

# 栄養成分表示の経過措置期間は 令和2年3月31日をもって終了しました!!

食品表示法により、一般用加工食品・一般用添加物は

**栄養成分表示が義務づけられています**（食品表示法第2条第3項）

★ 栄養成分表示についての詳細はこちらをお読みください ★

〈事業者向け〉食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン第2版（消費者庁）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180518\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180518_0001.pdf)

栄養成分表示 ガイドライン

検索

## 具体的な表示の例

（食品表示基準別記様式2、別記様式3）

必ず「栄養成分表示」と表示します。

熱量及び栄養成分の表示の順番は決まっています。

栄養成分表示 1枚当たり	
エネルギー	25kcal
たんぱく質	0.3g
脂質	1.1g
炭水化物	3.5g
食塩相当量	0.1g

食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します（1食分である場合1食分の量を併記して表示します）。



## 栄養成分の値の求め方

### ●分析により表示値を求める場合

- ・国や地方公共団体が行う検査等は、食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法が用いられます。
- ・製品原料の個体間差、季節間差、生産地間差、生産者間差等の変動要因を把握・考慮する必要があります。

### ●分析以外の方法により表示値を求める場合

データベース※1等の値を用いた計算値など、結果として表示された含有量に合理的な根拠があれば、いずれの方法も可能です。ただし、分析値以外の方法では、

- ① 「推定値」「この表示値は目安です」など、分析によって得られた値とは一致しない可能性があることを併せて表示することが必要です。
- ② 表示した値の根拠資料を保管しなければなりません。

※1 日本食品標準成分表データベース(<https://fooddb.mext.go.jp/>)  
事業者団体が作成したデータベース、加工用原料製造者による表示値 など

## 栄養成分表示の省略ができる場合

栄養成分表示が省略可能であるかについては、下記フローチャートでご確認ください。

以下のいずれかに該当するか

- 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm<sup>2</sup>以下
- 酒類
- 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの（コーヒー豆、茶葉、ハーブ、スパイス等）
- 極めて短期間で原材料（その配合割合を含む）が変更されるもの（日替わり弁当等3日以内に変更されるものなど。サイクルメニューを除く。）
- 消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法に規定する小規模事業者※2
- 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く）する場合

該当しない

容器包装への  
栄養成分表示  
をする必要が  
あります。

該当する

「栄養表示」をするか

「栄養表示」とは、容器包装に、栄養成分名もしくは総称（ビタミン、ミネラル等）、別名称（プロテイン、ファット等）、栄養成分の構成成分（アミノ酸等）、前駆体（β-カロテン等）その他栄養成分に関する表示のこと

表示する

表示しない

栄養成分表示は省略できます。

※2 ただし、小規模の事業者が製造する食品でも、販売する事業者が小規模でない場合は省略できません。



◆栄養成分表示の関係法令は、消費者庁ウェブサイトからご確認ください。

食品表示法 一元化情報 検索

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/#food\\_labeling\\_law](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/#food_labeling_law)

☞ご参照いただきたい法令等

- ・食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）
- ・食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）
- ・食品表示基準について（通知）
- ・食品表示Q&A